

福島県の避難地域及び浜通り地域における復興再生まちづくりの状況と福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律について

元都市研究センター研究主幹

(現国土交通省総合政策局政策課政策研究官(兼)国土交通政策研究所)

吉田 英一

1. はじめに

東日本大震災等の災害からの復興に取り組んでおられる皆様方に敬意を表するとともに、被災地の早期の復興をお祈り申し上げます。

平成 29 (2017) 年 5 月に福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 32 号)が成立し、公布された。同法は、帰還困難区域内の復興・再生に向けた環境整備、被災事業者の生業の復興・再生を担う組織の体制強化、浜通り地域の新たな産業基盤の構築、福島県産農林水産物等の風評払拭等に必要な措置を講ずるものである。

本稿においては、福島県の避難地域(平成 23 (2011) 年 3 月 11 日の東京電力福島第一原子力発電所事故(以下単に「東京電力福島第一原子力発電所事故」という。))で平成 29 (2017) 4 月 30 日までに避難区域が設定された市町村の区域をいう、以下同じ。)及び浜通り地域における復興再生まちづくりの状況を踏まえ、同法と復興再生まちづくりの関係について若干の考察を加えることとする。

なお、本稿内容中の意見は、筆者個人に属するものである。

2. 避難地域の状況

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域については、平成 29 (2017) 年 4 月 30 日現在、次の「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」及び「帰還困難区域」の 3 つの区域に見直されている(「避難指示区域内における活動について」平成 27 (2015) 年 6 月 19 日改訂版原子力被災者生活支援チーム)。

①避難指示解除準備区域

避難指示区域のうち、空間線量率から推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下となることが確実であると確認(各市町村の初回の区域見直し時は平成 24 (2012) 年 3 月時点の当該線量を基に確認)された地域

②居住制限区域

避難指示区域のうち、空間線量率から推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルトを超えるおそれがあると確認(各市町村の初回の区域見直し時は平成 24 (2012) 年 3 月時点の当該線量を基に確認)された地域

③帰還困難区域

事故後 6 年間を経過してもなお、空間線量率から推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルトを下回らないおそれのある地域(平成 24 年(2012) 3 月時点

での空間線量率から推定された年間積算線量が 50 ミリシーベルト超の地域が相当)

これまでに東京電力福島第一原子力発電所事故で避難区域が設定された市町村は、①田村市、②南相馬市、③川俣町、④広野町、⑤楡葉町、⑥富岡町、⑦川内村、⑧大熊町、⑨双葉町、⑩浪江町、⑪葛尾村及び⑫飯舘村の 12 市町村 (いずれも福島県) である。

これらの市町村のうち、田村市都路地区 (平成 26 (2014) 年 4 月)、楡葉町 (平成 27 (2015) 年 9 月)、葛尾村 (平成 28 (2016) 年 6 月 (一部))、川内村 (平成 26 (2014)

年 10 月・平成 28 (2016) 年 6 月)、南相馬市 (平成 28 (2016) 年 7 月 (一部)) においては、既に避難指示が解除済みとなっている。また、平成 29 (2017) 年 3 月 31 日には飯舘村、川俣町及び浪江町内、同年 4 月 1 日には富岡町内の居住制限区域及び避難指示解除準備区域が解除された。

このため、平成 29 (2017) 年 4 月 1 日時点で帰還困難区域が指定されている市町村は、東京電力福島第一原子力発電所が立地する大熊町及び双葉町に加え、南相馬市、富岡町、浪江町、飯舘村、葛尾村の 7 市町村である (図表 1)。

【図表 1】



出典：経済産業省ウェブサイト

(<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/hinanshi/ji/2017/pdf/0401gainenzu.pdf>)

3. 福島県の避難地域及び浜通り地域における復興再生まちづくりの状況

(1) 避難地域における復興拠点の整備

福島県の避難地域の復興再生のため、関係町村においては、復興の拠点となる地域の整備が進められている。

たとえば、南相馬市においては、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示によって機能停止となった小高区の再生に向けて、住民が帰還し、安心して生活できる環境を整備し、復興の足掛かりとなる復興拠点施設を整備する「小高区市街地整備事業」が平成30年の工事完了を目指して進められている。

また、広野町においては、浜通り地域の復興拠点となる新市街地の形成を目指して産業団地等の整備を行う広野駅東側開発整備事業(第1期及び第2期)が進められており、第1期事業については、既に造成工事が行われ、平成28(2016)年3月にはオフィスビルも建築された。

富岡町は、平成27(2015)年6月に策定した「富岡町災害復興計画(第二次)」において、重点プロジェクトの一つとして住民のための復興拠点の整備を位置付けるとともに、同年9月には、同計画の内容を具体的な施策として実現していくため、町内復興拠点の具体的な整備計画となる「富岡町再生・発展の先駆けアクションプラン～復興拠点整備計画～」を作成した。第二次復興計画において復興拠点と位置付けられた区域のうち岡内・曲田地区及び役場周辺を対象エリアとして整備を進めることとされている。

大熊町は、平成26(2014)年3月に策定

した「復興まちづくりビジョン」において、空間放射線量が相対的に低い大川原地区に、約3,000名が居住する「大熊町復興拠点(大川原地区)」を整備する等の方針を示した。この復興拠点では、既に東京電力が廃炉作業等の従事者向けの給食センターが建設され、開所するなど、復興再生まちづくりへの取組が行われている。さらに、同町が平成27(2015)年3月に策定した「大熊町第二次復興計画」においては、大川原地区を復興拠点とし、町土復興・再生の第一ステップとして整備することとしており、また、下野上地区を第二の復興拠点として位置付けている。大川原地区の居住制限区域内である約18.2haについては、平成29(2017)年2月に一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画が決定されている。

また、双葉町は、平成27(2015)年3月に「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」を決定し、避難指示解除準備区域である「両竹・浜野地区」を双葉町の復興のさきがけと位置付けている。平成28(2016)年3月には、「両竹・浜野地区」の復旧・復興を進めるため、「双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画(両竹・浜野地区復興計画)」及び「双葉町内復興拠点基本構想」を決定し、「両竹・浜野地区」のうち海岸堤防の整備により津波リスクが少なくなる中野地区を対象として、復興産業拠点を先行して段階的に整備することとした、平成28(2016)年12月には、「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」など町の復興に係る各種計画の内容も取り込みながら、双葉町の復興に係る総合計画として、新たに「双葉町復興まちづくり計画(第二次)」を策定した。平成29(2017)年3月には中野地区復興産業拠点について

の都市計画が決定された。

浪江町が平成 24 (2012) 年 10 月に策定した「浪江町復興計画【第一次】」においては、「当面、常磐線から東側の地域を集中除染・復旧・整備し、この地域を復興の足がかりに順次常磐線西側まで拡大する」とされ、「復興計画【第一次】」の個別計画として「ふるさとの再生」に焦点を当てて平成 26 (2014) 年 3 月に策定した「浪江町復興まちづくり計画」においては、これを受けて、当面避難指示解除準備区域が「浪江町全体の復興拠点」と位置付けられ、この拠点を足がかりに、順次町内全域の整備を進めることとされた。当面は国道 6 号と浪江町役場周辺を「復興拠点の中心」として、生活関連施設などを集約して整備し、生活する上での利便性を確保することとされている。

これら以外にも、関係市町村において各

種の拠点整備が既に行われ、また、進められている。

(2) イノベーション・コースト (福島・国際研究産業都市) 構想

浜通り地域において、失われた産業基盤の再構築、新たなまちづくりを進めるため、「福島・国際研究産業都市 (イノベーション・コースト) 構想研究会報告書」(平成 26 年 6 月) に基づき、廃炉研究やロボット、農林水産業等の各プロジェクトの具体化が進められている。

同構想は、政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(骨太の方針) に盛り込まれており、その主要プロジェクトは、図表 2 のとおりである。

【図表 2】イノベーション・コースト (福島・国際研究産業都市) 構想の主要プロジェクト

分野	主要プロジェクト	立地場所	スケジュール	概要
国際産学連携拠点	放射性物質分析・研究施設	大熊町	平成29年度一部運用開始	高濃度放射性物質(燃料デブリ等)性状把握、処理技術の開発
	廃炉国際共同研究センター	富岡町	平成29年4月開所予定	国内外の大学、研究機関、企業等が集結、廃炉研究と人材を育成
	櫛葉遠隔技術開発センター	櫛葉町	平成28年4月全面運用開始	格納容器の調査・補修用ロボット開発・実証、燃料デブリ取り出し実証試験
ロボット開発・実証拠点	福島ロボットテストフィールド(屋外ロボット)	南相馬市、浪江町		物流、インフラ点検、災害対応に使用される陸・海・空のフィールドロボットに関する実証試験や性能評価
	国際産学官共同利用施設	南相馬市		国内外の研究者が集い、ロボットの基礎的・基盤的な研究
	福島浜通りロボット実証区域	南相馬市など		「ロボットテストフィールド」の整備に向けた具体策の一つ
新たな産業集積	エネルギー関連産業の集積			高効率石炭火力、LNG基地、洋上風力等に関連した産業の集積産総研を核とした研究開発、避難指示区域での再生可能エネルギーの大量導入
	農林水産業プロジェクト			スマート農業、バイオマス、CLT、水産研究施設強化
	スマート・エコパーク			被災地の膨大な廃棄物のリサイクルや希少金属を抽出する拠点を整備

※備考：福島県ホームページふくしま復興ステーション「イノベーション・コースト構想」により作成

(3) 浜通り地域の津波被災地復興まちづくり事業

浜通り地域の津波被災地においては、復興まちづくり事業（土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業）が進められている

ところである。

被災市街地復興土地区画整理事業は、8地区、合計面積 177.1ha で行われている。その進捗状況は、平成 29 (2017) 年 3 月 31 日現在で図表 3 のとおりであり、一部においては、既に宅地の引渡しが行われた。

【図表 3】被災市街地復興土地区画整理事業進捗状況
平成 29 (2017) 年 3 月 31 日現在

市町村名	地区名	面積(ha)	事業計画認可	工事着手	備考
新地町	新地駅周辺	23.7	H25.11.12	H26. 2月	H28.12.21保留地第2期分譲開始
いわき市	久之浜地区	28.3	H25.2.6	H25. 10月	H28.10.3共同店舗型商業施設「浜風きらら」起工式
	薄磯地区	37.0	H25.2.20	H25. 11月	
	豊間地区	55.9	H25.3.13	H25. 11月	
	小名浜港背後地地区	12.2	H24.4.18	H25. 10月	業務系(住居なし) H28.8.22(仮称)イオンモールいわき小名浜起工式
	小浜地区	3.5	H25.6.11	H25. 10月	
	岩間地区	12.5	H25.2.22	H25. 10月	
富岡町	曲田地区	4.0	H27.9.15	H28. 5月	全体事業区域22ha中、駅前4haを復興事業で実施
合計	8地区	177.1			

※備考：福島県「津波被災地復興まちづくり事業進みぐあい（2017年3月31日時点）」、新地町ホームページ「復興への動き」、いわき市ホームページ「まちづくり」、復興庁ホームページ「地域からの復興情報」により作成

また、防災集団移転促進事業の進捗状況は、平成 29 (2017) 年 3 月 31 日現在で図表 4 のとおりであり、整備予定の移転先 47

地区のうち、造成工事が完了した地区（造成工事が不要な 4 地区を含む。）が 45 地区（構成比約 95.7%）となっている。

【図表 4】防災集団移転促進事業進捗状況
平成 29 (2017) 年 3 月 31 日現在

市町村名	移転元 地区数	整備予定 地区数					移 転 先						
		造成工 事着手 地区数	造成工事完了		28年度 末造成 完了見 込み地	戸建て区画数			公営住宅戸数				
			うち造 成不要 数	計画区 画数		引渡し 済区画 数	入居済 区画数	計画戸 数	着手済 戸数	入居済 戸数			
新地町	8	7	7	7	0	7	221	154	151	149	67	67	60
相馬市	(※1) 1	9	9	9	2	9	516	121	118	109	395	395	358
南相馬市	27	21	21	21	0	21	304	304	304	287	—	—	—
浪江町	4	2	1	1	0	1	23	23	0	0	—	—	—
富岡町	1	1	0	0	0	0	15	15	0	0	0	0	0
楢葉町	4	3	3	3	1	3	36	3	3	2	33	0	0
いわき市	4	4	4	4	1	4	42	42	40	32	—	—	—
合計	49	47	45	43	4	45	1157	662	616	579	495	462	418

※備考 1：福島県「津波被災地復興まちづくり事業進みぐあい（2017年3月31日時点）」により作成

※備考 2：(※1) 相馬市の移転元地区数は、市域全体で 1 地区としている。

4. 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の概要等

(1) 背景

①国における帰還困難区域における復興拠点の整備に向けた動き

平成 28 (2016) 年 8 月、原子力災害対策本部及び復興推進会議において、「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」が取りまとめられた。

これにより、「帰還困難区域のうち、5 年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備する」等の帰還困難区域の取扱いに関する基本方針が決定された。

また、平成 28 (2016) 年 12 月には、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)において、この基本的な考え方を具体化するため、帰還困難区域における復興拠点等の整備について定められた。

これにより、「特定復興拠点を整備する計画(以下「整備計画」)を県と協議した上で市町村が策定し、国の認定を受けた場合、一団地の復興再生拠点整備制度や道路の新設等のインフラ事業の国による事業代行、事業再開に必要な設備投資等に係る課税の特例を特定復興拠点においても活用できるようにする等、必要な措置を盛り込んだ福島特措法の改正法案を、次期通常国会に提出する。加えて、平成 29 年度から、特定復興

拠点の復興事業に要する予算・税制等の措置を講じる。」等とされた。

②福島県による要望

平成 28 (2016) 年 12 月に福島県は、国に対して、福島復興再生特別措置法(平成 24 年法律第 25 号)の改正に係る要望を行った。

その内容は、「福島復興再生特別措置法改正に関する緊急要望」(平成 28 年 12 月 5 日福島県知事)によると、福島県が「市町村と連携し復興に向けた取組を加速していくに当たり、復興をより確かなものとするため必要な下記の特別措置について、当県復興・再生の要である福島復興再生特別措置法の改正により対応いただくよう要望する」とされ、次の措置が掲げられている。

ア 帰還困難区域内での復興拠点整備等に関する措置

- i 帰還困難区域内での復興拠点整備のための計画制度の創設等
- ii 復興拠点整備の円滑化及び企業立地促進等のための税制上の特例の創設
- iii 避難地域 12 市町村における官民一体となった復興推進制度の創設

イ 福島相双復興官民合同チームの体制強化に関する措置

ウ イノベーション・コースト構想の更なる推進に関する措置

- i 国家プロジェクトとしての法律等への位置付け及び推進体制強化
- ii 重点推進計画を活用した本構想の推進等

エ その他復興加速化に向けて必要な措置

- i 避難地域 12 市町村の地域公共交通

網形成に関する措置

- ii 県産農林水産物の風評払拭に向けた取組に関する措置

(2) 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の概要

平成 29 (2017) 年 5 月に公布された福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の概要は、次のとおりであり、同法は、公布の日 (同月 19 日) から施行された。

① 特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画制度の創設

従来、帰還困難区域は、「将来にわたって居住を制限することを原則とした区域」として設定されてきたが、当該区域内の一部での放射線量の低下、帰還を希望される住民の思いを背景とする地元からの要望、与党からの提言を踏まえ、帰還困難区域の復興・再生に早期に取り組むことが必要とされている。

このため、市町村長は、帰還困難区域のうち、避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域 (特定復興再生拠点区域) の復興及び再生を推進するための計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとする (第 17 条の 2 第 1 項)。特定復興再生拠点区域は、帰還困難区域のある南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の 7 市町村が対象となる。

この特定復興再生拠点区域は、次に掲げる条件のいずれにも該当する区域とされている。

- ア 当該区域における放射線量が、当該帰

還困難区域における放射線量に比して相当程度低く、土壌等の除染等の措置を行うことにより、おおむね 5 年以内に、避難指示の解除に支障がないものとして復興庁令・内閣府令で定める基準以下に低減する見込みが確実であること。

- イ 当該区域の地形、交通の利便性その他の自然的社会的条件からみて、帰還する住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる区域として適切であると認められること。

- ウ 当該区域の規模及び原子力発電所の事故の発生前の土地利用の状況からみて、計画的かつ効率的に公共施設その他の施設の整備を行うことができると認められること。

計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合には、次の制度等を当該区域において活用することができるという効果が生ずる (第 17 条の 7 等)。

- ア 認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施 (費用は国の負担)

- イ 道路の新設等のインフラ整備事業の国による事業代行

- ウ 被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地促進に必要な設備投資等に係る課税の特例

- エ 全面買収方式により新市街地を整備する「一団地の復興再生拠点整備制度」の適用

平成 29 年度政府予算においては、この特定復興再生拠点区域の整備に関連する主な事業として、福島再生加速化交付金 807 億円の内数及び特定復興再生拠点整備事業 (新規) 309 億円が計上されている。

なお、これらの措置と併せて、国は、市町

村によって、帰還困難区域の全域について、将来的な住民の帰還を促進するための中長期的な構想が策定されているときは、当該構想に基づく地域住民の交流の拠点となる施設の機能の回復及び保全等の取組を支援するため必要な措置を講ずる旨の規定を設けている（第93条）。

②官民合同チームの体制強化

被災事業者の事業再開等を支援する官民合同チーム（国、福島県、福島相双復興推進機構等から構成）について、効率的な組織運営を行うために組織を一元化するとともに、現場ニーズの関係機関への周知・国の施策の現場への浸透や、国職員の政策的な専門性を活かした施策の企画立案が必要とされている。

このため、その中核である公益社団法人福島相双復興推進機構を法律に位置付け、国の職員をその身分を保有したまま同機構へ派遣できること等を可能とする（第48条の2等）。

③「福島イノベーション・コースト構想」推進の法定化

「福島イノベーション・コースト構想」を推進し、新たな産業基盤の構築に重点的に取り組むため、法律上の特例措置や関係機関等による連携体制が必要とされている。

このため、従来から福島復興再生特別措置法において、福島県知事が作成し、内閣総理大臣の認定を受けることができることとされていた新産業の創出等を推進するための「重点推進計画」に、「福島イノベーショ

ン・コースト構想」の取組を推進する区域（福島国際研究産業都市区域）や同区域において推進する取組（研究開発拠点の整備、当該拠点の周辺的生活環境整備、本区域への来訪の促進、県や市町村の相互間の連携強化等）を記載することができることとし（第81条）、これらの記載を含む重点推進計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、次の特例が認められることとした（第84条等）。

ア 中小企業者の計画の下での研究開発の成果について特許料等の減免

イ ロボットに係る新製品・新技術の開発促進のため国有試験研究施設の低廉使用
また、福島県内の地方公共団体相互の広域的な連携の確保を含め、国、福島県、市町村、事業者等の連携の強化に必要な施策を講ずるものとし（第88条）、「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に分科会を設けることを可能とし（第95条）、同構想を関係機関等が連携・協力して推進するための枠組みを整備した。

④風評被害払拭への対応

事故後6年近くを経てもなお、福島県産の農林水産品については、震災前の価格まで戻らない、全国平均の価格と差がある等の風評被害が残っており、風評の実態及び要因を調査するなど、対策の強化が必要とされている。

このため、福島県産農林水産物等の風評被害の払拭に向け、販売等の実態調査や当該調査に基づく指導・助言等の措置を講ずることを法律に位置付けた（第78条の2）。

なお、平成29年度政府予算において、関

連する事業として、流通実態調査事業（福島県農林水産業再生総合事業（新規）47億円の内数が計上されている。

⑤その他の措置

ア 帰還環境整備推進法人の創設

役場機能の分散による人的資源等の不足に対処するため、市町村は、当該市町村が行う帰還環境整備への参画。情報提供・調査研究、整備事業のための用地の取得・管理等の業務を行い、官民一体でのまちづくりを推進するまちづくり会社等を「帰還環境整備推進法人」として指定することができることとした（第48条の14等）。

イ いじめの防止のための対策支援

国は、福島県内外へ避難している子どもに対するいじめの防止のための対策の実施を支援する旨を法律に位置付けた（第58条）。

ウ 地域住民の交通手段の確保支援

帰還促進や生活の利便性の向上を図るため、国は、持続可能な地域公共交通網を形成するため必要な措置を講ずることを法律に位置付けた（第94条）。

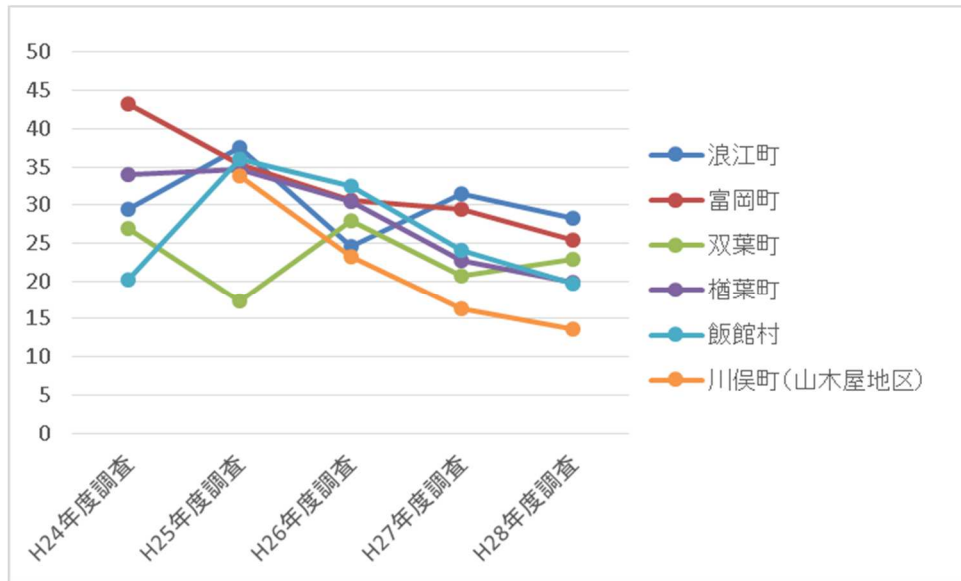
5. 課題

前記の福島県による要望内容と今般の福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の内容を比較してみると、同法は、おおむね同県による要望を取り入れたものとなっていると思われるが、具体的な運用に当たっては、課題も見受けられる。

特定復興再生拠点区域は、法律上、住民の帰還を目指す区域であり、その整備に当たっては、住民の帰還の進捗状況との整合性を確保することが求められる。

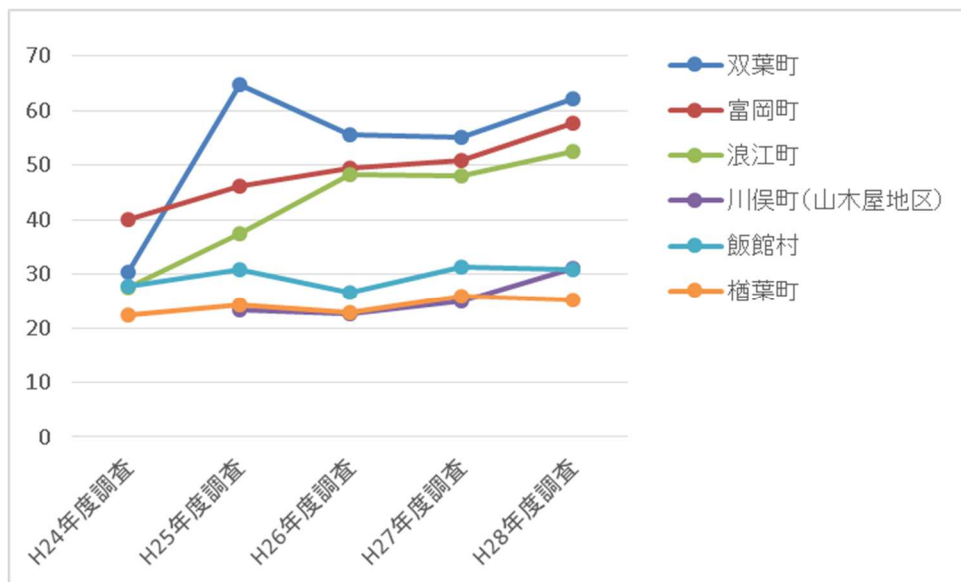
「原子力被災自治体における住民意向調査」（平成24年度～28年度復興庁、福島県、各市町村が共同で実施）による避難指示解除後の帰還の意向のうち、「まだ判断がつかない」又は「戻らない」と回答した住民の割合の推移を見ると、全体としては、期間の経過によって、「まだ判断がつかない」と回答した住民の割合は次第に減少し、「戻らない」と回答した住民の割合は次第に増加する傾向にあるが、依然として確固とした判断が困難な状況が継続しているものと思われる（図表5及び図表6）。

【図表 5】 帰還について「まだ判断がつかない」と回答した住民の割合の推移
単位：%



※備考 1：「原子力被災自治体における住民意向調査」（平成 24 年度～28 年度復興庁、福島県、各市町村が共同で実施）により作成
 ※備考 2：飯館村の H24 年度調査は「まだ判断がつかない」の選択肢はなく、「わからない」と回答した割合

【図表 6】 帰還について「戻らない」と回答した住民の割合の推移
単位：%



※備考 1：「原子力被災自治体における住民意向調査」（平成 24 年度～28 年度復興庁、福島県、各市町村が共同で実施）により作成
 ※備考 2：「戻らない」の選択肢がなく、当該市町村以外の場所に住みたいと考えている旨の選択肢がある場合には、「戻らない」に該当するものとして記載

特定復興再生拠点区域の整備については、実効性ある整備計画を作成する必要がある
 このような地域の実情に応じた弾力的かつ ことから、その困難に対処し得るような支

援を行うことが必要である。

また、前記の関係町村における避難地域における復興拠点の整備の構想と特定復興再生拠点区域の整備との調整も必要となる。

今般の福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律において、特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進とは別に、国は、市町村によって、帰還困難区域の全域について、将来的な住民の帰還を促進するための中長期的な構想が策定されているときは、当該構想に基づく地域住民の交流の拠点となる施設の機能の回復及び保全等の取組を支援するため必要な措置を講ずる旨の規定を設ける必要があったことを踏まえると、特定復興再生拠点区域の復興及び再生のみによっては避難地域全域の復興再生の実現は困難であり、別途の取組が必要となると考えられる。

さらに、「福島イノベーション・コースト構想」の推進については、「イノベーション・コースト構想に関する市町村からの主な意見」（平成 29 年 2 月 8 日第 10 回福島県イノベーション・コースト構想の具体化に関する県・市町村検討会議参考資料 4）において、「現時点では「点」の取組であり、これを「線」として繋ぎ、最終的には「面」としての展開に発展させなければならない。」、また、「構想の地元企業への裾野の広がりが見えない状況。」との指摘がなされている。このような指摘に応え、点在するいわゆる箱物の整備にとどまらず、まちづくりの実現に資するものとなるような取組が必要である。

6. おわりに

東日本大震災からの復興については、岩手県及び宮城県においてはインフラの復旧がほぼ終了し、住まいの再建もピークを迎えるなど、着実に進展しており、また、福島県においても本格的な復興に向けて動き出しているように思われる。

しかしながら、福島県の避難地域・浜通り地域における復興再生まちづくりは、その端緒についたばかりのものも多く、また、不透明な先行きという困難を抱えながら進めていかなければならない。

今般の福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律による新制度が有効に活用され、避難地域・浜通り地域における復興再生まちづくりの進展を通じ、福島の復興再生に寄与するよう関係者の一層の取組に期待したい。

<参考文献等>

- ・復興庁ホームページ
第 14 回原子力災害からの福島復興再生協議会（法定第 10 回協議会）[平成 29 年 1 月 28 日]
（<http://www.reconstruction.go.jp/topics/20170130120722.html>）
福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案について（平成 29 年 2 月 10 日閣議決定）
（<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/20170208104011.html>）
「原子力被災自治体における住民意向調査」（平成 24 年度～28 年度復興庁、福島県、各市町村が共同で実施）
（<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/ikoucyousa/index.html>）
・経済産業省ホームページ
「避難指示区域内における活動について平成 27（2015）年 6 月 19 日改訂版原子力被災者生活支援チーム」
（http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kin-kyu/pdf/2015/0619_01.pdf）
「避難指示区域の概念図（平成 29 年 4 月 1 日時点）」

(<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinvyu/hinanshiji/2017/pdf/0401gainenzu.pdf>)

「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」平成 28 年 8 月 31 日原子力災害対策本部・復興推進会議

(http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinvyu/pdf/2016/0831_01.pdf)

「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」平成 28 年 12 月 20 日閣議決定

(http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinvyu/pdf/2016/1220_01.pdf)

「福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想研究会 報告書—世界が注目する浜通りの再生—平成 26 年 6 月 23 日」

(http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/rep/ort_01.html)

「イノベーション・コースト構想 拠点を核とした産業集積及び周辺環境整備の課題に係る検討会議論の整理 平成 28 年 5 月 27 日」

(http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinvyu/committee/innovation/sangyou/pdf/report_01.pdf)

・福島県ホームページ

「福島県統計年鑑」

(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11045b/15838.html>)

「福島復興ステーション 復興情報ポータルサイト」

(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/>)

「ふくしま復興のあゆみ」

(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/176491.pdf>)

「避難区域の状況・被災者支援」

(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/list271.html>)

福島県「津波被災地復興まちづくり事業進みぐあい(11月30日時点)」

(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/193165.pdf>)

「第 10 回福島県イノベーション・コースト構想の具体化に関する県・市町村検討会議」平成 29 年 2 月 8 日

(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-innovation-kentou10.html>)

・南相馬市ホームページ

「小高区市街地整備(復興拠点施設)基本計画」(平成 27 年 3 月南相馬市)

(<http://www.city.minamisoma.lg.jp/index.cfm/10.24067.c.html/24067/20150424-134813.pdf>)

・広野町ホームページ

「広野町復興計画(第一次)策定について」

(<http://www.town.hirono.fukushima.jp/kikaku/fukkoukeikaku.html>)

「広野町復興計画(第二次)策定について」

(http://www.town.hirono.fukushima.jp/kikaku/fukkoukeikaku_2.html)

・富岡町ホームページ

「富岡町災害復興計画(第 1 次)」

(<http://www.tomioka-town.jp/living/cat16/2012/10/000430.html>)

「富岡町再生・発展の先駆けアクションプラン～復興拠点整備計画～」

(<http://www.tomioka-town.jp/living/cat1720/2015/09/002536.html>)

・大熊町ホームページ

「大熊町復興まちづくりビジョン」

(http://www.town.okuma.fukushima.jp/fukkou/sites/fukkou/files/oshirase/2014/03/okuma_machidukuri_201403.pdf)

「大熊町 第二次復興計画～「避難先での安定した生活」と「帰町を選択できる環境」を目指して～」

(<http://www.town.okuma.fukushima.jp/fukkou/sites/fukkou/files/attachments/okumadai2jifukkoukeikaku.pdf>)

・双葉町ホームページ

「双葉町復興まちづくり計画(第一次)」

(<http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/3912.htm>)

「双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画(両竹・浜野地区復興計画)」

(http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/6585/20150318_morotake-hamano-reconstructionplan.pdf)

「双葉町内復興拠点基本構想[概要版]」

(http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/7318/201603_reconstruction-base-basic-concept_digest_c.pdf)

「双葉町復興まちづくり計画(第二次)」

(<http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/5466.htm>)

・浪江町ホームページ

「浪江町復興計画(第一次)」

(<http://www.town.namie.fukushima.jp/site/shinsai/376.html>)

「復興まちづくり計画」

(<http://www.town.namie.fukushima.jp/site/shinsai/2014-fukkoumachidukuri.html>)